

第3回日本大学再生会議 議事録（議事要旨）

1 日 時：令和4年2月5日（土）10：00～11：50

2 場 所：日本大学会館

3 議 事：① 日本大学のガバナンスの問題点について
② 日本大学における理事等選出の概要について
③ その他

4 出席者：矢田議長，石原委員，井出委員(Web)，裏出委員(Web)，大日向委員，河田委員(Web)，小宮委員，鈴木委員，永井委員，濱口委員，深代委員

5 議事要旨

議長から，起訴状や調査報告書等によれば，元理事及び前理事長による刑事事件から浮かび上がる日本大学のガバナンスに係る大きな問題点として，以下の事項が挙げられた。

- ① 日本大学においては，前理事長の独裁的，恣意的，非民主的學校運営が行われており，理事会，評議員会，監事の役割が機能せず，形骸化していた。
- ② 前理事長の独裁的，恣意的，非民主的運営は，かねてより報道されるなどして，内外から指摘されていたにもかかわらず，改善されなかった。同様に，アメフト問題で責任を問われた元理事が，短期間で元の地位に復帰して，重要な役割を担い，犯罪にまで至った。これも各機関の相互チェックが機能していなかったことを表すものではないか。
- ③ 前理事長の権威を利用して，一理事が大学の利権に食い込み，私利私欲に走っていた。
- ④ 日本大学事業部は，平成22年1月，大学資金の内部循環システムを作り，その収益を日本大学に還元する目的で設立されたもので，費用の低減化・効率化を図り，部科校等の財務体質改善にも寄与することが期待されたが，結果として，元理事や前理事長そして特定の取引先の利益のために利用される存在であった。そして，100パーセント子会社であったにもかかわらず，十分な監査，監督がなされていなかった。
- ⑤ 以上の事項は，日本大学教育憲章や日本大学の目的及び使命並びに教育理念に著しく反するものである。

次に，事務局から，評議員，理事，理事長，学長及び学部長の選出の概要と，選出方法の実態について説明がなされた。

その際，議長から，各委員に対し，答申（指針）の骨子を考慮した感想や意見を求

めた。主な意見は以下のとおり。

- 委員から、日本大学のホームページにおいて、令和4年2月4日付けで5名の理事就任と2名の常務理事就任が公表されていたが、どのようにして選出された者なのかという質問があり、事務局から、それぞれの選出の経緯等について回答があった。
- 委員から、日本大学事業部のガバナンスに関連して、日本大学事業部に対する監査は誰が行っていたのかという質問があり、事務局から、ここ数年は日本大学本部職員である財務部長及び管財部長が行っていたが、令和4年2月1日より外部の公認会計士が行うことになったとの回答があった。
- 委員から、答申を策定するに当たり、日本大学の規程及び運用等について、どこに問題点があり、どのような改善が必要であるのかを抽出して議論を進める必要があるとの発言があった。
- 委員から、学部長の選出について、各学部の事務のトップである事務局長が前理事長の意向を汲み、職員票を組織票とした場合、学部選出の理事（学部長）が前理事長の意向に沿う者で占められていた可能性があるとの発言があった。
- 委員から、学部長選挙に係る全体の票数のうち、職員票の占める割合について質問があり、事務局から各学部の比率についての回答があった。
- 委員から、職員は、教員に比べ上長の意向に影響を受けやすい傾向にある。そのために職員の組織票が生まれるなど、不公正な選挙となる可能性が高いようであれば、制度を変更する必要があるのではないかと発言があった。
- 委員から、日本大学再生会議が策定する答申において、具体的な規程改正の細部まで踏み込むのか、それとも規程改正のための指針を示すに留めるのかといった答申の方向性を決定する必要があるとの発言があった。
- 委員から、前理事長体制の下で、ガバナンス不全の問題が起きてしまったことに対して責任を負っていた者（何もしなかった・何も言わなかったことへの責任も含む）は、一定期間役職に就くことができないことなどを答申に含める必要があるのではないかと発言があった。
- 委員から、日本大学事業部の清算が公表されているが、私立大学が子会社を有す

ることは、コストダウンや知的財産の利用等において有効であるため、日本大学事業部の清算後の在り方について議論をする必要があるとの発言があった。

○委員から、日本大学の再生をアピールするためには、ダイバーシティ等の観点を含んだ中長期ビジョンを示すことが必要であるとの発言があった。

○委員から、次回の会議以降は、各回について、議論するテーマをある程度限定して議論を進めてはどうかとの発言があった。

○委員から、日本大学における校友会の位置付けについて質問があり、事務局から、校友会自体は学校法人日本大学とは別組織であるが、法人内に校友会事務局を置き、法人の職員が校友会との連携業務を行っているとの回答があった。

○委員から、答申の内容について、学生・生徒及び保護者のみならず、これから日本大学への進学を目指す方々に対するメッセージも加えた内容としてはどうかとの発言があった。

○委員から、今後の議論について、法人のガバナンスと大学のガバナンスを混同しないよう、学校運営の明確化を行う必要があるとの発言があった。

○委員から、現在の日本大学は、色々な部分において日本大学出身者で占められているため、より多くの他大学出身者が理事や評議員となることができる体制や、日本大学での教員経験がない者から学長を選出できるようにする制度の検討が必要であるとの発言があった。

○委員から、理事会及び評議員会等の女性比率の問題は重要であるが、単に女性3割というような数値目標ではなく、もう一步進んだジェンダーバランスという観点で議論する必要があるとの発言があった。

○委員から、パブリックコメントのように日本大学を退職された方を含む外部の方々の意見を拾い上げる方策が必要であるとの発言があった。

○委員から、私立大学は、理事長中心の大学、学長中心の大学、又は理事長と学長を兼務している大学など多様である。日本大学は、前理事長に問題があったが、例えば学長中心の大学にしたとしても学長が独裁的になる可能性も否定できないことから、理事長及び学長のバランスをどのようにするかなど、両者の位置付けについて議論する必要があるとの発言があった。

○委員から、答申の内容について、文部科学省で検討している学校法人ガバナンス改革会議の内容は参考とするが、現状では、現行法の下で検討を進めることとなるとの発言があった。

議長から、次回は、引き続き事務局から評議員，理事，理事長，学長及び学部長の選出概要等の説明を受け、答申（指針）の議論を進めていきたい旨の発言があった。

以 上